

『東京都の区の再編成に関する調査』（都制再検討に関する中間報告の1）

東京市政調査会 [編]

1946年8月／B5判／13頁＋図表11枚／図書番号OAZ-871

本資料は、戦後の都区制度改革に際し、東京都の35区をどのように再編すべきかについて、東京市政調査会が行った調査・研究をまとめたものである。調査は、1946年2月に東京都から依頼され、東京市政調査会役職員と東京都官房文書課調査係員12名により行われた。

当時の35区の編成は「其の成立以来既に相当の歳月を閲し」、特に旧市域の15区は1878年（郡区町村編制法による区域）から殆ど変わっていないかった。

「第1、区の現況と区再編成の必要」では、甚大なる戦災被害（特に旧市域15区及び隣接区）を鑑みれば区の再編が必要だとしている。また、区は都の下部機構として一体性に抵触しない限りで自治権能を認められてきたが、一体性重視の結果、区の自治的活動は殆ど見るべきものがなく、区民も区政に対し無関心であった。さりとて、区自治権の拡充は都の一体性を損ない各区間の財政負担の不均衡をもたらすデリケートな課題とされてきた。しかし、国の基本動向として区政民主化は必然であり、そのためにも35区間の不均衡を是正する必要があった。

「第2、区再編成の基準」では、(1)根本基準として、都民の日常家庭生活処理の要請に合致するよう合理的に再編すべきであるとしている。そして、帝都再建の都市計画の一環である「生活共同圏構想」（東京都建設局が示していた11区案）については、各区を分割再編する「相当に思い切った変革」であり、一挙に実現すれば「無用の摩擦と混乱とを惹起」するため、再編成の基準とはするが行政的区画と全く一致させるべきではないとしている。(2)具体的な考慮事項としては、①面積人口の著しく小なる区は統合する（都議会議員の選挙区であることを考慮して最低3万5000人程度）、②余りに多数の区を合併することは摩擦と混乱を生むので避ける、ことを挙げている。

その上で、「第3、区再編成により形成せらるべき区」として、各區別人口及び財政能力を考慮した2種の案を示している。別表となっている2種の試案は、1つは21区に編成するもので、1区平均の面積が25km²、人口16万人程度となる。もう1つは25区に編成する案である。いずれも、世田谷区・渋谷区などの大きな区はそのままとし、小規模の区は小石川区と本郷区を1つの区とするなど、いくつかを統合する案である。

「第4、区再編成実施の時期」では、都議会議員及び区会議員の選挙（1947年4月）実施前に断行するのが適当であるとしている。

区の再編は、安井誠一郎東京都長官が1946年7月に設置した「区域整理委員会」（座長＝内田秀五郎東京都議会議員）において検討が進められ、本資料の「25区案」も参考案とされたが、同年12月、東京都臨時都制対策部がまとめた22区案（当局案）を採用した答申が出された。以降、統廃合される区の区会議決を経て、1947年3月15日、麴町区・神田区を千代田区、芝区・麻布区・赤坂区を港区とするなど、35区のうち24区の統合で11区が新設され、22区となった。同年8月、板橋区から練馬区が分離し、現在の23区となっている。

（中嶋いづみ・市政専門図書館企画調査室主幹）